

○ 特殊肥料の品質表示

(1) 「堆肥」「動物の排せつ物」「混合特殊肥料」の場合

特殊肥料の「堆肥」「動物の排せつ物」「混合特殊肥料」は品質を表示すべき事項が定められています。

根拠となる告示：「特殊肥料の品質表示基準」

(最終改正 令和2年10月27日付け農林水産省告示2087号)

① 表示方法

ア 容器や包装を用いる場合

容器包装に印刷するか、表示事項を記載したシール等を貼り付ける。

イ 容器・包装が無い場合

表示事項を書面で添付する。

② 表示例

フォントサイズ：8.0ポイント以上（6キログラム未満の場合は適宜）

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示	
肥料の名称	A堆肥
肥料の種類	堆肥
届出をした都道府県	鹿児島県 第〇〇〇号
表示者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇〇 鹿児島県〇〇市〇〇町〇〇番地
正味重量	15キログラム
生産した（輸入した）年月	平成〇〇年〇〇月
原料（原料）	牛ふん、蒸製骨粉、わら類、豚ふん、鶏ふん
備考：	1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。 2 この肥料には、牛等由来たん白質（牛又は豚に由来するもの）が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し家畜等に与えたり牧草地等に施用したりしないでください。 3 腐熟を促進するために、尿素を使用したものである。 4 牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するために消石灰を5%使用したものである。
主要な成分の含有量等	
窒素全量	3.0%
りん酸全量	1.0%
加里全量	0.5%未満
銅全量	350mg/kg
亜鉛全量	950mg/kg
石灰全量	15.0%
炭素窒素比	5
水分含有量	34.5%

※ 「表示者の氏名又は名称及び住所」の表示者は、肥料を生産した場合は生産業者、肥料を輸入した場合は輸入業者となる。また、肥料が入っている袋などを開いた場合、肥料を詰め替えた場合、バラの肥料を袋などに入れた場合に限り、販売業者が表示者となる。

※ 炭素窒素比は「堆肥」又は「動物の排せつ物」の場合に記載